

2023年12月19日

都道府県ライフセービング協会
2023年度第1種加盟クラブ
JLA 指導員
受講者および受講希望者

各位

公益財団法人 日本ライフセービング協会
JLA アカデミー本部長 佐藤 洋二郎

JLA アカデミー IRB ドライバー講習会における受講条件について

平素より都道府県協会並びに指導員の皆様には、ライフセービングの普及にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

2023年3月21日付 JLA アカデミー規程改訂に伴い、IRB ドライバー講習会の受講条件に『アドバンス・サーフライフセーバーを取得していること』、IRB アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件に『サーフライフセービング・アシスタントインストラクター資格を取得していること』が追加となりました。

本件につきまして、皆さまへの十分な事前公表がなく、関係する皆様に対し混乱を生じさせてしまいました。この点につきまして、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

受講条件変更に至った経緯を含め、下記のとおりご説明させていただきますのでご確認の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 受講条件の変更点 ※黄色の網掛け部分が改正点

改正前	改正後 ※2023年3月21日改正
<p>(受講条件)</p> <p>●IRB・ドライバー講習会</p> <p>① 年 齢 19歳以上。</p> <p>② 受講資格 IRB クルー及び二級小型船舶操縦士免許を取得していること。</p>	<p>(受講条件)</p> <p>●IRB・ドライバー講習会</p> <p>① 年 齢 18歳以上。</p> <p>② 受講資格 IRB クルー及び二級小型船舶操縦士免許を取得していること。 アドバンス・サーフライフセーバーを取得していること。</p>
<p>●IRB・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。</p> <p>(1) IRB ドライバー資格を取得していること。</p> <p>(2) IRB ドライバー資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動において IRB の操船を経験していること。</p> <p>(3) ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター資格を取得していること</p>	<p>●IRB・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。</p> <p>(1) IRB ドライバー資格を取得していること。</p> <p>(2) IRB ドライバー資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動において IRB の操船を経験していること。</p> <p>(3) サーフライフセービング・アシスタントインストラクター資格を取得していること</p>

2 受講条件変更の経緯

IRB ドライバーの条件が変更になった経緯をベースにしてご説明いたします。

《普及の視点より》

IRB ドライバー資格につきましては、これまで下記の通り受講条件の変更がありました。

- (2007年) IRB クルー資格取得後1年以上経過し、30時間以上のIRB乗船があること
- (2012年) IRB クルー資格取得後30時間以上のIRB乗船があること
- (2018年) IRB クルー取得後IRBでの監視・救助・救護活動を経験していること

以上のように、クルー取得後の現場経験の条件緩和を行ってきました。さらに東京オリンピックパラリンピック開催の影響もあり、IRBドライバーの増員の視点から『IRBクルー及び二級小型船舶操縦士免許を取得していること』としました。これらの変更は、IRBを保有している都道府県協会やクラブが少なく、IRB乗船に関する時間の条件が、普及の妨げになっていることが主な理由の一つです。

《IRBドライバーの質の担保より》

一方で、IRBドライバー資格は、国土交通省より発行される小型船舶操縦士免許が必要です。これは、IRBという小型船舶の船長という位置づけであり航行における全責任を取らなければならない立場となります。この責任を果たせるJLAの認定資格が受講条件に定められているか？というの重要な視点です。下表はサーフライフセーバー資格の定義を比較したものです。

ベーシック・サーフライフセーバー	アドバンス・サーフライフセーバー
海浜での事故防止に携わるにあたり、 自らの安全を確保 し、監視・救助・救護等の安全管理に適切に対応できる基礎的な知識と技能を身につけ、マリンスポーツに携わる人々の模範となる者とする。	海浜で監視・救助・救護等の活動を経験した者が、 周囲の安全を確保 し、事故防止や水難事故に対して適切に対応できる、より専門的で実践的な幅広い知識と技能を身につけた者とする。

救助者かつ船長として、自身も含めた周囲に対する安全確保と事故防止、水難救助を遂行するためには、その受講条件をアドバンス・サーフライフセーバー資格にすることが妥当であると考えました。

また、国際ライフセービング連盟(ILS)が認定するILS Rescue Boat Driver資格の要件にILS Beach Lifeguardの保持が求められており、これはJLAが認定するアドバンス・サーフライフセーバー資格が該当します。国際資格の準拠も視点に入れて議論を進めてきました。

上述の経緯を踏まえ、IRBドライバーの受講条件を『IRBクルー及び二級小型船舶操縦士免許を取得していること。アドバンス・サーフライフセーバーを取得していること。』としました。

アカデミー本部とIRBレスキュー委員会で議論を進めてきましたが、普及と質の担保に対してそれぞれの意見が存在しました。その上で、普及を重視したこれまでの緩和条件を残しつつ、アドバンス・サーフライフセーバーを加え、資格取得者の質の担保を図ることとしました。

IRBアシスタントインストラクター養成講習会の受講条件に『サーフライフセービング・アシスタントインストラクター資格を取得していること』が加わったのも、動力船を扱う講習会のマネジメントと指導を行うには、サーフライフセービングの指導員資格を取得していることが妥当であると判断をしたためです。

いずれにしても、JLAアカデミー規程の改訂が先行してしまい、皆様方への周知が徹底されていないことで混乱が生じる結果となってしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

3 受講条件の運用について

本件に関わる周知不足によって生じる混乱を最小限に抑えるため、2023～2024年度（2023年4月1日～2025年3月31日）に開催、認定される講習会においては、以下の条件の通り受講可といたします。

●IRB・ドライバー講習会

- ①年 齢 18歳以上。
- ②受講資格 IRB クルー及び二級小型船舶操縦士免許を取得していること。

●IRB・アシスタントインストラクター養成講習会

- ①IRB ドライバー資格を取得していること。
- ②IRB ドライバー資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動において IRB の操船を経験していること。
- ③ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター資格を取得していること
(開催年度取得予定の場合も可)。

4 受講条件の検討について

現在、変更した受講条件に対し様々なご意見をいただいております。これに対し、あらためて多方面からのご意見や現場で発生している事象を調査し、受講条件について再度検討・協議することとしました。

皆様からのご意見や調査結果を含め、アカデミー本部、IRB レスキュー委員会にて検討を行って参ります。最終的な結果につきましては、2025年度（2025年4月1日以降）からの講習会に適用する予定です。この結果の周知時期については2024年12月頃を予定しております。

関係各位におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、深くお願い申し上げます。

以上